参考資料:改定前後の上下水道料金について

00 三浦市

- 改定前後における水道料金と下水道使用料の改定後の料金は、次のとおりとなる。
- 一般的な家庭(2か月で20m使用)の場合、月当たり約360円、年当たり約4,300円 の増額となる見込み。

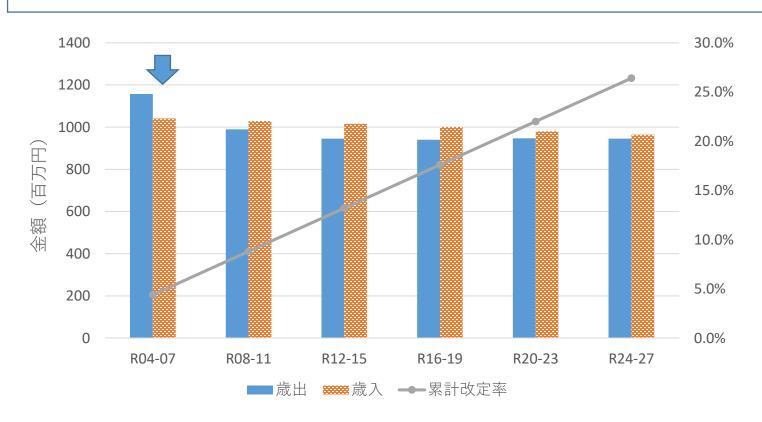
| 請求額 | | | 請求 | 額 | うち、 増額分 |
|--------|-----------|-------|--------|--------|------------|
| 水道料金 | 2,354円 | +26% | 水道料金 | 2,970円 | 616円 |
| 下水道使用料 | 2,213円 | +4.4% | 下水道使用料 | 2,310円 | 97円 |
| 合計 | 4,567円 | | 合計 | 5,280円 | 713円 |
| | · (税込) |) | | | (税込) |

改定前 (令和3年10月時点)

改定後 (令和4年10月時点)

参考資料:改定率を一律としたときの期間別収支

- 令和4年度から4年毎に4.4%の改定をした場合の期間別収支を試算すると、次のとおりとなる。
- 令和4~7年度においてのみ、歳出に対し歳入が116百万円不足するため、一般会計 繰入金による補てんを見込んでいる。一方、令和8年度以降は、いずれの期間も歳入 が歳出を上回る(総額224百万円)こととなり、歳出を下水道使用料のみで賄うこと ができる。



■歳出>歳入となり、一般会計繰入金の補てんが必要となるのはR04-07だけ

参考資料:神奈川県内での下水道使用料の順位

- 00 三浦市
- 神奈川県内における一般的な家庭(2か月で20㎡使用)の下水道使用料(税抜)を比較すると、次のとおりとなる。
- 改定前の下水道使用料は、県内では8位(県内市、16団体では4位)であった。
- 改定後の下水道使用料は、県内では6位(県内市、16団体では2位)となる。

| | | 最終改定 | 金額 |
|----|------|----------|--------|
| 1 | 真鶴町 | H18.9.13 | 2,762円 |
| 2 | 大磯町 | H31.4.1 | 2,306円 |
| 3 | 座間市 | H31.4.1 | 2,290円 |
| 4 | 二宮町 | H28.7.1 | 2,280円 |
| 5 | 湯河原町 | H26.4.1 | 2,260円 |
| 6 | 秦野市 | H29.4.1 | 2,090円 |
| 7 | 伊勢原市 | H30.4.1 | 2,082円 |
| 8 | 三浦市 | H27.10.1 | 2,012円 |
| 9 | 鎌倉市 | H24.4.1 | 1,976円 |
| 10 | 小田原市 | H26.10 | 1,975円 |

| | | 最終改定 | 金額 |
|----|------|----------|--------|
| 11 | 横須賀市 | H26.10.1 | 1,942円 |
| 20 | 葉山町 | H11.4.1 | 1,680円 |
| 25 | 逗子市 | H17.4.1 | 1,480円 |

- ※ 下水道使用料の改定状況調査を参考 (令和3年6月時点:神奈川県)
- ※ 政令市(横浜市、川崎市、相模原市)は調査対象外
- ※ 県内30自治体から、上位10位及び三浦半島自治体を抽出

改定後 2,100円